

中国税務速報

2025 年 5 月 20 日

一、「国家税務総局、財政部、商務部、税関総署、国家市場監督管理総局の公告 2025 年第 8 号」

課税対象貨物の輸出時のサービス最適化及び管理の標準化に関する国家税務総局、財政部、商務部、税関総署、国家市場監督管理総局からの公告

- 1、公告では、課税対象貨物を輸出する納税者は、自社輸出であっても委託輸出であっても、国内販売と同様、規定に従い増値税および消費税を納付することが明記されている。また、法律に従って納税登録を行い、真実の税額を申告・納付することが定められている。
- 2、委託輸出の場合、規定に従い関連する証明書類を申請し発行しなければならない。登録が未完了または税務上に異常がある企業については、輸出手続を行う前に関連事項を処理しなければならない。
- 3、仲介業者及びその関係者は、法令に従い業務を行うことが求められる。納税者は、市場監督部門に対する法人登記の抹消申請の前に、先に税務抹消を行う必要がある。
- 4、公告では、税関申告書の偽造、架空輸出、商品価値の虚偽申告などの違法行為を厳しく取り締まることが強調されており、犯罪に該当する行為については、法律に従って刑事責任を追及することとしている。
- 5、企業が貨物を輸出する場合、法律に基づき企業所得税を納付しなければならない。
- 6、本公告は公布日より施行され、その他明記されていない事項については、現行の政策を引き続き適用する。

出典：掲載元名「国家税務総局、財政部、商務部、税関総署、国家市場監督管理総局の公告 2025 年第 8 号」<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5239280/content.html>

二、「税関総署 2025 年第 56 号」船舶トン数税納付証明書及びトン数税ライセンスの自社印刷改革の実施に関する税関総署の公告

税関総署は、船舶トン数税納付証明書及びトン数税ライセンスの自社印刷改革の実施に関する公告を公布し、2025 年 4 月 21 日より施行した。

公告では、海外から中国域内に入港する船舶（以下、「課税対象船舶」という）は中華人民共和国船舶トン数税法に基づき、船舶トン数税を納付後、課税対象船舶の責任者は、統合されたオンライン・プラットフォーム「Internet + Customs」または国際貿易「Single Window」標準版を通じて、船舶トン数税納付証明書及びトン数税ライセンスをダウンロード・印刷することができると定めている。

出典：掲載元名「税関総署 2025 年第 56 号 船舶トン数税納付証明書及びトン数税ライセンスの自社印刷改革の実施に関する税関総署の公告」

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/6456308/index.html>

三.「海外旅行者の中国出国時における税還付に係る管理弁法の改正（試行実施）」に関する国家税務総局の公告

「インバウンド消費拡大のための海外旅行者の出国時の税還付政策の更なる最適化に関する商務部等 6 部門の通達」（商消費発「2025」84 号、以下、「通達」という）では、出国時の税還付政策とサービスを最適化するための複数の取り組みが明記されている。国家税務総局は、このような政策を効果的、着実に実施するため、「海外旅行者の中国出国時における税還付に係る管理弁法（試行実施）」（以下、「弁法」という）に関する公告を改正した。

当改正は主に以下の 4 点

1、 免税扱い店(出国時税還付)の登録要件の緩和

免税扱い店になるための申請要件を緩和し、「弁法」における第 3 条の要件を満たす店舗は、免税扱い店としての登録を行うことができる。また、納税信用ランクの要件を緩和し、従来の A 級、B 級に加えて、M 級を追加し、その他の関連要件を満たしたうえで、新規店舗は免税扱い店になることを認める。

2、 免税扱い店登録の手続き簡略化

従来は省級税務局への登録が必要であったが、今後は店舗所轄の税務機関に登録すれば、免税扱い店になることが認められる。

3、 免税対象商品の金額要件の引き下げ

免税対象は従来 500 元であったが 200 元に引き下げられた。つまり、一人の海外旅行者が同日、同じ免税扱い店で 200 元以上の免税対象商品を購入し、その他の関連規定を満たす場合、出国時に還付申請を行うことができる。

4、 現金による還付払い戻しの上限額の引き上げ

現金での還付限度額が従来の 10,000 元から 20,000 元に引き上げられた。これにより、税還付額が人民元 20,000 元以下であれば、海外旅行者は現金還付または銀行振込による還付を選択することができ、銀行振込による還付額には上限がない。

出典：掲載元名「海外旅行者の中国出国時のための税還付に係る管理弁法の改正（試行実施）」に関する国家税務総局の公告

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100015/c5240069/content.html>